

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

近年の地球環境問題、とりわけ二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による地球温暖化問題への対応は国境を越えた緊喫の課題であり、低炭素社会への移行が求められている。

2015年に開かれたCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)では、「パリ協定」が採択され、地球温暖化問題への対応加速に向けた国際的な合意がなされている。

我が国においては、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、さらに2021年4月には、2030年度において温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されており、エネルギー安全保障を確保する観点からも、エネルギー自給率の向上、供給源の多様化に取り組む必要がある。

風力をはじめとする再生可能エネルギーは、低炭素の国産エネルギー源とされ、国の「第6次エネルギー基本計画(令和3年10月)」及び「長期エネルギー需給見通し(平成27年7月)」においても、「最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す」として位置付けられており、従来の化石燃料に代わるエネルギー供給源として、その積極的な導入が期待されている。

北海道では、「ゼロカーボン北海道推進計画(北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)[改訂版])」(令和4年3月(令和5年4月一部修正))を策定し、新エネルギーを主要なエネルギー源の一つとすることとしている。

また、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入に向けた施策を計画的に推進するため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】」が令和3年3月に策定(令和4年3月改定)され、2030年度の新エネ導入量(道外移出を含む)の目標値として、発電設備容量824万kW、発電電力量20,455百万kWhが掲げられている。

さらに、本事業の計画地がある北海道道北地域は、局所風況マップ(NEDO:(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構)において好風況が見込まれている。

これらの状況を踏まえ、温室効果ガスの排出量削減と再生可能エネルギーによる電力供給事業を促進するとともに、地元経済への貢献を目的として風力発電を導入することとした。

(b) 北海道地球温暖化対策推進計画

北海道では、令和4年に「北海道地球温暖化対策推進計画(第3次[改訂版])」(令和4年3月(令和5年4月一部修正))を策定し、温室効果ガス排出抑制等の対策・施策として、①多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化、②豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用、③森林等の二酸化炭素吸収源の確保を重点施策として位置づけ、②では、道内の多様なエネルギー資源を有効活用した再生可能エネルギーの利用促進等に取り組むこととしている。

(c) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画

北海道では、令和3年に「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画(第Ⅲ期)」を策定し、令和4年3月に改定が行われている。計画では「徹底した省エネ社会の実現」、「新エネルギーの最大限の活用による地域における持続的なエネルギー供給と脱炭素化の進展」、「<エネルギー基地北海道>の幕開け」、「環境関連産業の成長産業化と道内企業の参入拡大などによる地域経済の好循環の実現」を令和12年度の目指す姿として位置付け、Ⅰ.多様な地産地消の展開、Ⅱ.「エネルギー基地北海道」の確立に向けた事業環境整備、Ⅲ.省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入と一体となった環境関連産業の振興の「3つの挑戦」に取り組むこととしている。

(d) 北海道生物多様性保全計画

北海道では、北海道らしい自然共生社会の実現を図るため、自然環境を守る取組全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点でまとめなおし、今後の北海道における目標と方針を示した「北海道生物多様性保全計画」が平成22年7月に策定されている。その後、国の生物多様性国家戦略の改定(平成24年9月)や北海道生物の多様性の保全等に関する条例の制定(平成25年3月)など、計画を取り巻く状況に変化が生じたことから、平成27年9月に計画の一部変更が行われている。

また、「北海道生物多様性保全計画」は、生物多様性の保全を持続可能な利用に関する目標や総合的・計画的に講ずべき施策を掲げた北海道の生物多様性地域戦略にあたる。さらに、「北海道環境基本計画[第2次計画]」の「重点的に取り組む事項」のひとつである「北海道らしい自然共生社会の実現」における「生物多様性保全に関する基本プログラム」該当し、重点的に取り組む事項として別に掲げた「北海道の特性を生かした地球温暖化対策の推進」を図るための計画及び「地域資源を活用した循環型社会の形成」を図るための計画とともに「北海道環境基本計画[第2次計画]」の個別計画とされている。

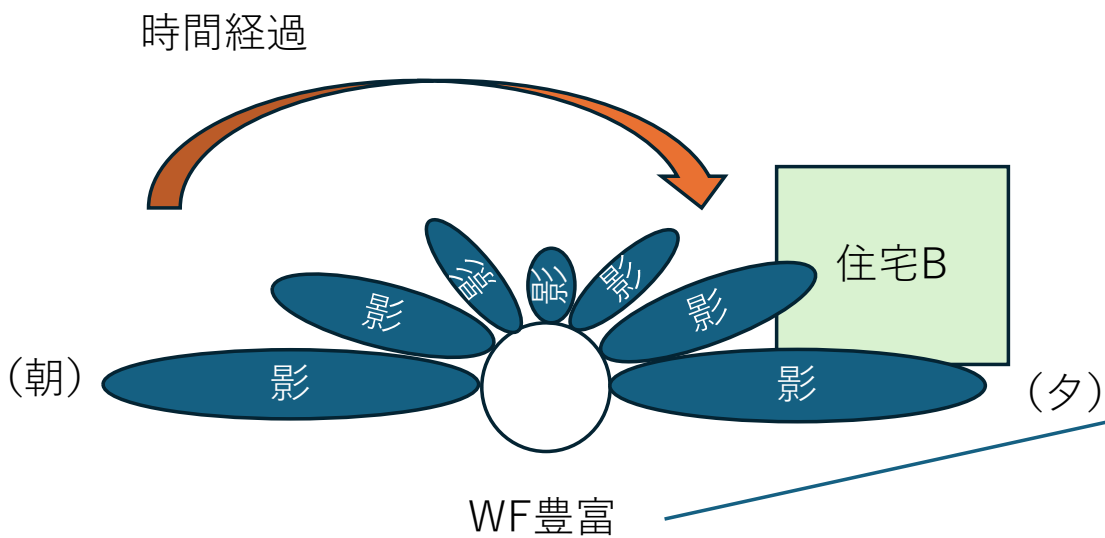
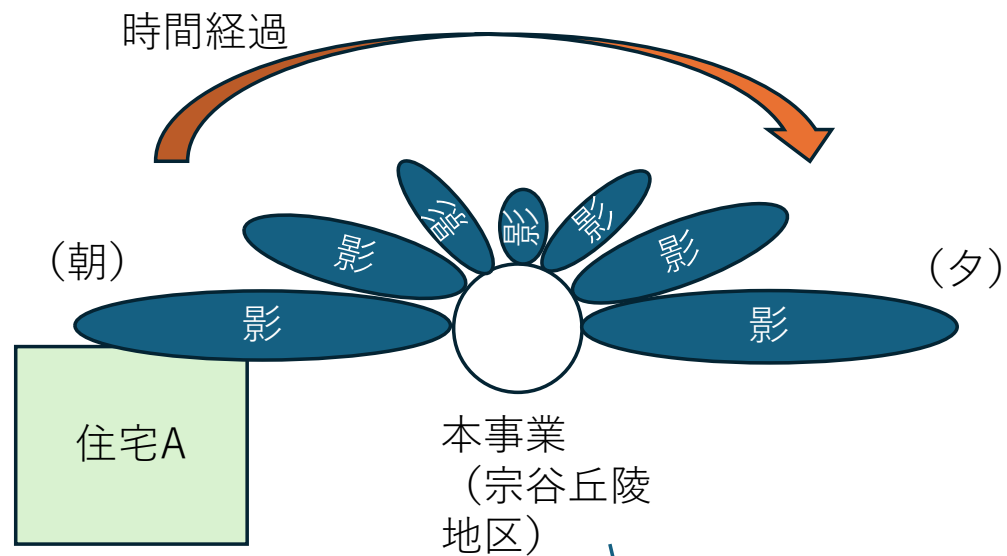
「北海道生物多様性保全計画」の目標と基本方針は、表3.2-45に示すとおりである。

表3.2-45 北海道生物多様性保全計画における目標と基本方針

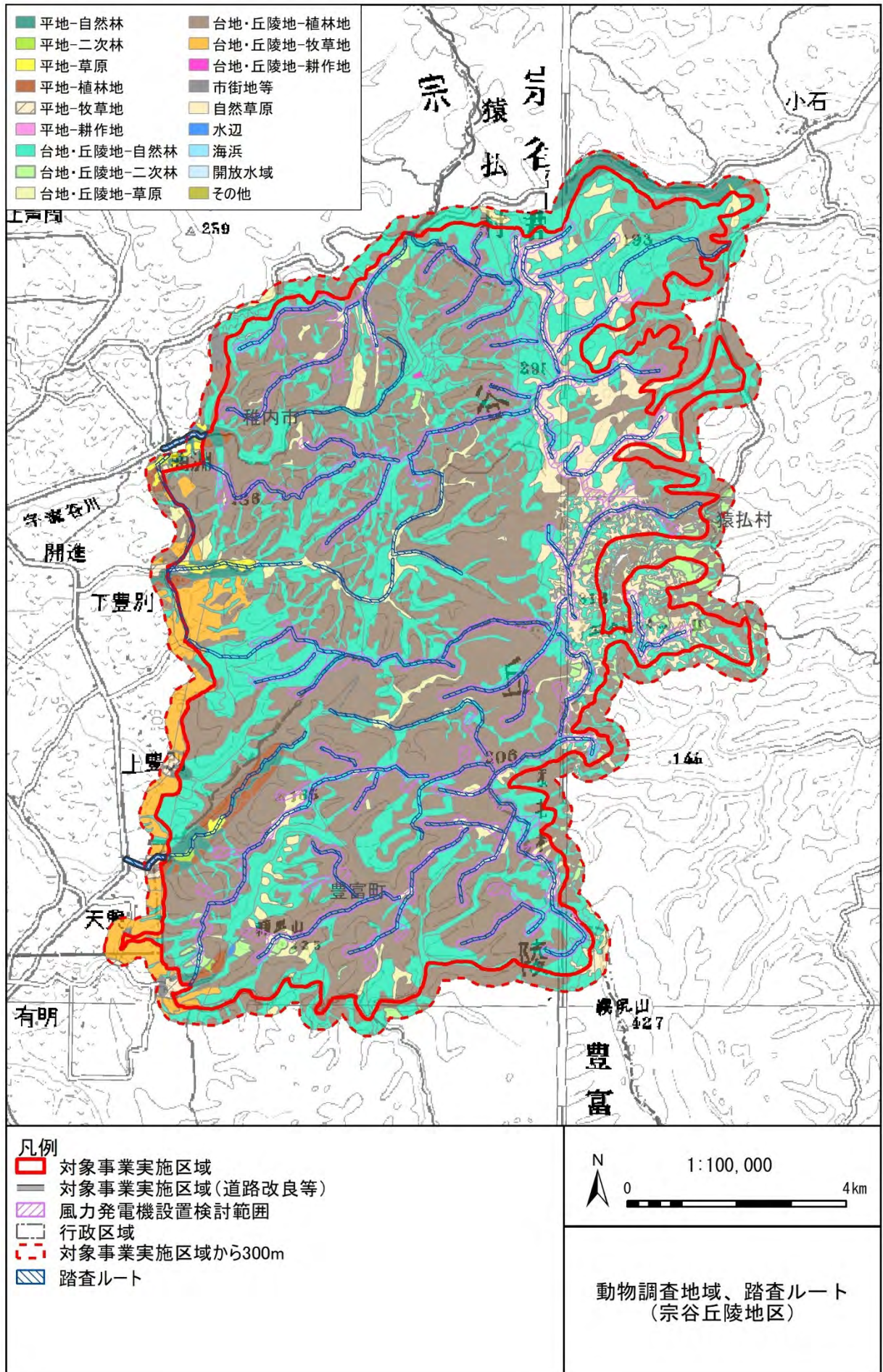
目標	基本方針
地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全	地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る
	絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る
	安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る
地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用	生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続可能な利用を図る
	生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る

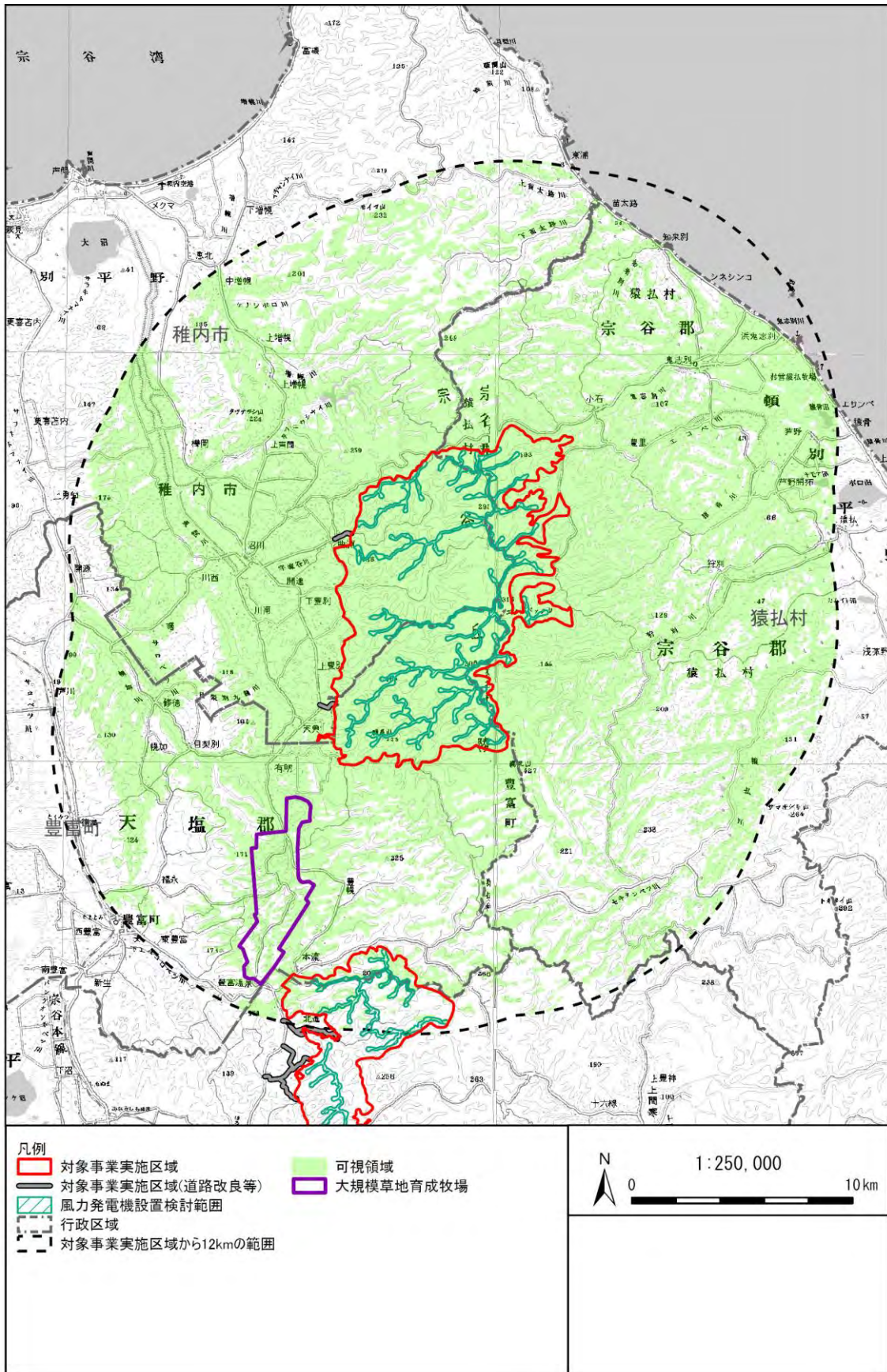
出典：「北海道生物多様性保全計画」(平成22年7月(平成27年9月一部変更)、北海道環境生活部 HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hokkaidotayousei.html> 令和5年12月閲覧)

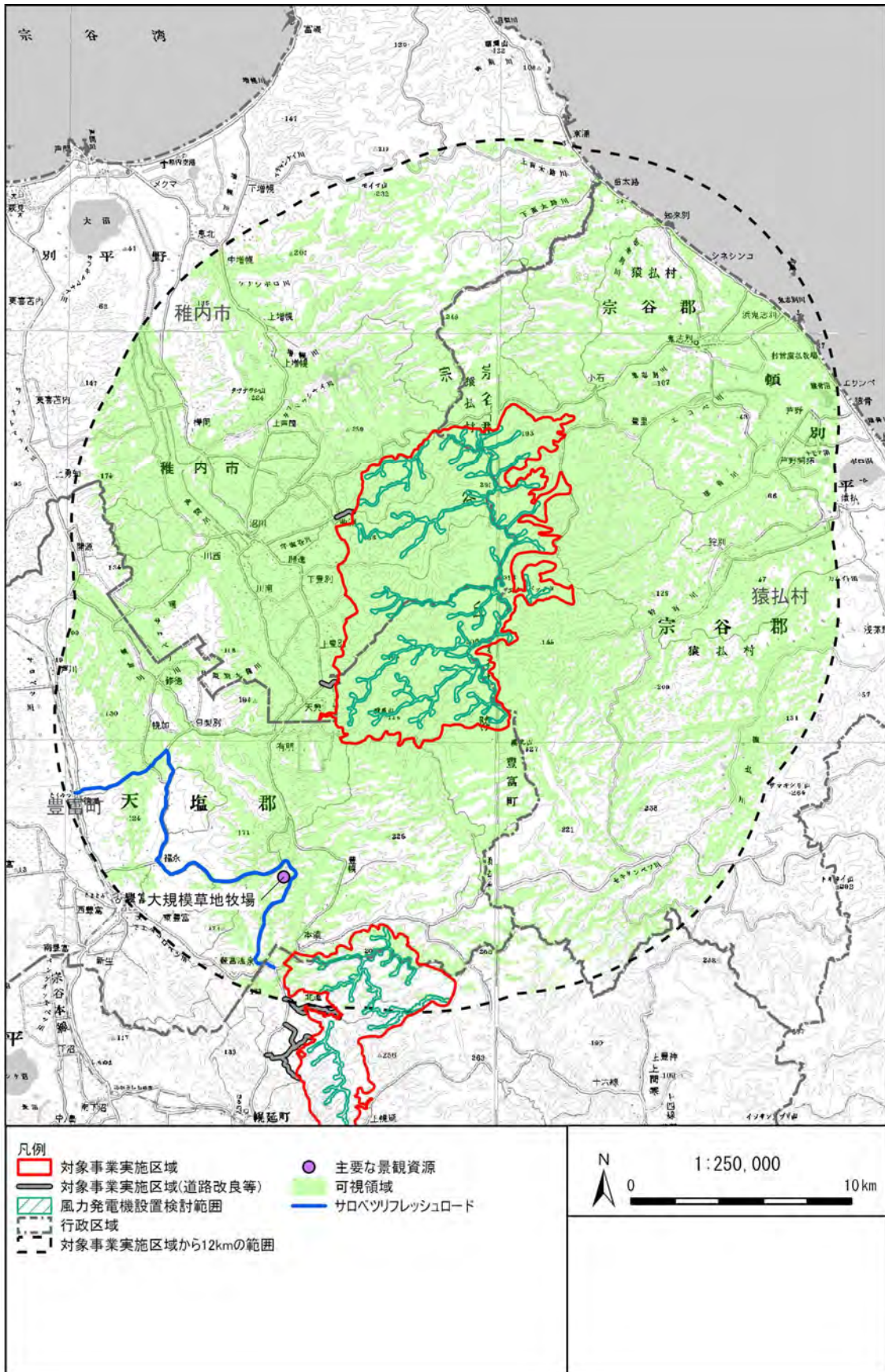
4



ウィンドファーム豊富は、本事業の対象事業実施区域よりも南西側に位置することから、両事業の間に位置する住宅においては、両方の風車の影にかかる可能性は低いものと考えております。







6) 生態系への配慮

配慮書では、北海道稚内市、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町及び中頓別町、天塩郡天塩町、豊富町及び幌延町の広範囲を事業実施想定区域としており、経済産業大臣意見及び北海道知事意見において、植生自然度の高い群落や特定植物群落等への影響が懸念され、これらの生態系に対する配慮についての意見を頂いた。

今回、対象事業実施区域の設定にあたり、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査（特定植物群落調査）において特定植物群落に選定されている「東浦（宗谷丘陵）自然林」や「猿払川中流の湿原」等は、対象事業実施区域から除外した。

7) 景観への配慮

配慮書では、北海道稚内市、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町及び中頓別町、天塩郡天塩町、豊富町及び幌延町の広範囲を事業実施想定区域としており、経済産業大臣意見及び北海道知事意見において、自然公園内の主要な眺望点である「幌延ビジターセンター」及び「カムイト沼湖畔」からの眺望景観への影響等が懸念され、これらに対する配慮についての意見を頂いた。

今回、対象事業実施区域の設定にあたり、景観に係る影響に対するより一層の配慮として、「幌延ビジターセンター」及び「カムイト沼湖畔」の近傍に位置する事業実施想定区域の一部を除外した。

また、「幌延ビジターセンター」及び「カムイト沼湖畔」からの眺望へさらに配慮するため、風力発電機の見え方が垂直視野角1度以下となるよう、最も近くに位置する風力発電機の設置検討範囲まで12 km以上の離隔距離を確保した上で、対象事業実施区域を絞り込んだ。

8) 人と自然との触れ合いの活動の場への配慮

配慮書では、北海道稚内市、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町及び中頓別町、天塩郡天塩町、豊富町及び幌延町の広範囲を事業実施想定区域としており、経済産業大臣意見及び北海道知事意見において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち「豊富自然公園」及び「**エサヌカ原生花園**」への影響等が懸念され、これらに対する配慮についての意見を頂いた。

今回、対象事業実施区域の設定にあたり、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響に対するより一層の配慮として、「**エサヌカ原生花園**」を対象事業実施区域から除外した。また、**事業実施想定区域と比較して「豊富自然公園」からの離隔距離を確保した上で、対象事業実施区域を絞り込んだ。**

上記の1)～8)の環境配慮に加えて、風況の状況及び風車輸送や資材搬入のアクセス性等を総合的に判断し、対象事業実施区域を検討した。